

平成 31 年度 霊安業務取扱業者一覧への掲載に関する募集について

1 内容

愛知県がんセンター中央病院の霊安業務取扱業者一覧への掲載

2 掲載基準等

別紙 1 のとおり

3 提出書類

- (1) 霊安業務取扱業者一覧掲載申請書 (別紙 2)
- (2) 社歴書 (別紙 4)
- (3) 提出日から 3 か月以内に取得した法人の登記事項証明書 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書) ※コピー不可
- (4) ・自社搬送の場合：貨物自動車運送事業法に基づく霊柩運送に係る許 (認) 可書の写し
・他社に委託の場合：委託契約書の写し及び受託業者の許 (認) 可書の写し
- (5) 誓約書 (別紙 7)

4 提出先

愛知県がんセンター運用部経営戦略室医事グループ
〒464-8681 名古屋市千種区鹿子殿 1 番 1 号

5 提出期限

平成 31 年 3 月 7 日 (木) 午後 5 時まで

※郵送の場合についても上記期限までに到着させること。

※上記期限までに内容に不備がなく適正な内容の申請として受理される必要があることに留意すること。

6 問い合わせ先

愛知県がんセンター運用部経営戦略室医事グループ
電話番号 052-762-6111 (内線 2502)

平成 31 年 1 月 28 日
愛知県がんセンター中央病院長

霊安業務取扱業者一覧への登載基準等

毎年度 4 月 1 日付けで霊安業務取扱業者一覧（以下「一覧」という。）を作成し、下記の条件を満たす業者を登載する。年度途中に変更又は削除があった場合は、その都度一覧の内容を変更する。なお、変更又は削除が生じた場合でも一覧に登載されている業者には変更後の一覧は配付しないこととする。

また、①登載の募集に係る〆切の経過後の登載申請、②年度途中における当該年度の登載申請は受け付けない。

記

- 1 法人格を有し、法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の目的欄に葬祭業務に関する記載があること。
- 2 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- 3 1 商号につき 1 施設のみの登載とする。
- 4 貨物自動車運送事業法に基づく霊柩運送に係る許（認）可があること又は貨物自動車運送事業法に基づく霊柩運送に係る許（認）可がある業者と委託契約をしていること。
- 5 遺族の依頼に対して、何時でも引き受けられる体制であり、依頼を受けてから概ね 1 時間以内に到着できること。
- 6 その他
 - (1) 一覧は毎年度作成するものとするため、次年度も引き続き登載を希望する場合は、「霊安業務取扱業者一覧登載申請書」（別紙 2）を提出すること。
 - (2) 名簿の登載順について、登載申請書を受理した順番で登載する。

霊安業務取扱業者一覧登載申請書

平成 年 月 日

愛知県がんセンター中央病院長 殿

所在地

商号

代表者名

印

(担当者名
連絡先)

下記のとおり貴院の霊安業務取扱業者一覧に登載していただきたいので、登載申請書を提出します。

記

1 名称（登載名）

2 所在地

3 連絡先

（添付書類）（各1部）

- ・社歴書（別紙4）
- ・提出日から3か月以内に取得した法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ※コピー不可
- ・自社搬送の場合は貨物自動車運送事業法に基づく霊柩運送に係る許可書の写し、他社に委託の場合は委託契約書の写し及び受託業者の霊柩運送に係る許可書の写し
- ・誓約書（別紙7）

霊安業務取扱業者一覧掲載事項変更届出書

平成 年 月 日

愛知県がんセンター中央病院長 殿

所在地

商号

代表者名

印

(担当者名
連絡先)

貴院の霊安業務取扱業者一覧に掲載されている事項に下記のとおり変更がありましたので、必要書類と併せて変更届出書を提出します。

記

1 変更年月日

2 変更事項

	変更前	変更後
名 称		
所 在 地		
連 絡 先		

(添付書類) (各1部)

<商号等に変更がある場合>

- ・社歴書 (別紙4)
- ・提出日から3か月以内に取得した法人の登記事項証明書 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書) ※コピー不可

<霊柩運送許 (認) 可、委託契約などに変更がある場合>

- ・自社搬送の場合は貨物自動車運送事業法に基づく霊柩運送に係る許 (認) 可書の写し、他社に委託の場合は委託契約書の写し及び受託業者の霊柩運送に係る許 (認) 可書の写し

社歴書

商号	
名称（登載名）	
本社所在地	
代表者名	
電話番号	
設立年月日	
主な事業内容 （欄が不足する場合は別紙 （様式任意） とすること）	

従業員数	正社員 名、 準社員 名			
勤務体制	区分	昼間勤務人員 （9時～17時）	夜間勤務人員 （17時～9時）	備考
	平日			
	休日及び年 末年始			
病院から 指定場所 への遺体 搬送方法	1 自社搬送車 ※範囲（ ）県			
	2 他社搬送車 （ ） ※範囲（ ）県			
	（ ） ※範囲（ ）県			
過去3年間のがんセン ターでの霊安業務実績	平成28年	平成29年	平成30年	
	件	件	件	
がんセン ター周辺 の営業所 の名称及 び所在地	営業所名		所在地	

※車両数が5両未満の場合で「発地及び着地のいずれもが〇〇県の区域以外に存する運送を行ってはいない。」という業務の範囲を限定する条件が付されている場合は、業務範囲を記載すること。

記載にあたっての注意事項

- 「従業員数」欄について、前月末現在の状況を記載すること。パート、アルバイトなどは準社員に含めて記載すること。
- 「勤務体制」欄について、霊安業務従事者数を記載すること。
- 「病院から指定場所への遺体搬送方法」欄について、該当する番号を丸で囲み、自社搬送の場合は許（認）可書の写し、他社に委託している場合は委託先の会社名を記載のうえ委託契約書の写し及び受託業者の霊安運送に係る許（認）可書の写しを添付すること。自社搬送・他社搬送併用の場合は両番号丸で囲み、それぞれ必要な書類を添付すること。

霊安業務における注意事項

- 1 遺体は、十分な弔意をもって取扱うこと。
- 2 遺族の自由な選択により、遺体を自宅等へ移す業者となったことを十分承知すること。
- 3 遺族と十分に意志の疎通を図り、不満や苦情が起こらないよう細心の注意をすること。
- 4 火災・盗難等の発生防止及び霊安室内の衛生等に特に注意すること。
- 5 遺族から依頼があった場合、必ず到着予定時刻を伝えること。予め伝えた到着予定時刻に遅れる場合についてはその旨及び再度到着予定時刻を必ず遺族に伝えること。
- 6 庁舎管理上、病院職員の指示に従うとともに、別紙6の記載内容を遵守すること。
- 7 霊安室内に備え付けの物品の取扱いには留意すること。

お読みください

業者の皆様へ

愛知県がんセンター中央病院長

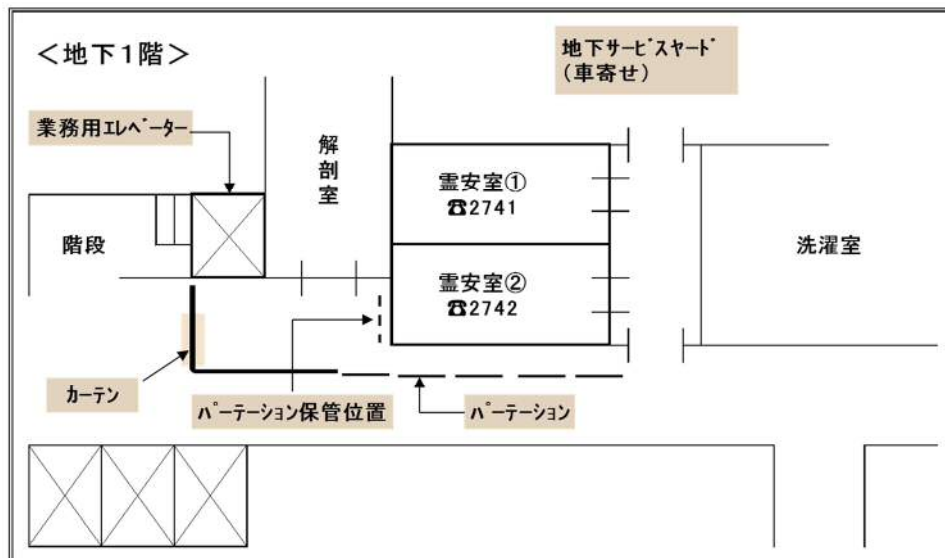
※通常の場合

- 1 到着次第、院内電話で到着を病棟及び防災センター（下表：内線番号参照）に連絡するとともに、霊安室の準備をする。
- 2 霊安室の準備が完了したら、霊安室で病棟から連絡を受けるまで待機する。
- 3 病棟から連絡を受けたら、業者が持参するストレッチャーに業者が用意するシーツ・布団等とともに業務用エレベーターを使用し病棟へ行く。
この際、霊安室内の火気が消えていることを確認後、下図を参考にし、カーテン、パーテーションで目隠しをすること。
- 4 病棟で、ご遺体をストレッチャーに移し、病棟から霊安室へご遺体を搬送する。
- 5 ご遺族・職員等が弔意を表した後、ご遺体を病院からご遺族の希望の場所へ搬送する。
- 6 退出時に火気等の始末を確実にを行うとともに到着時の状態に備品等を復旧し、防災センターに退出の旨必ず連絡すること。

※解剖がある場合

- 1 到着次第、到着を病棟及び防災センターに連絡後、霊安室の準備及び待機をする。
- 2 霊安室に安置されたご遺体を病院からご遺族の希望の場所に搬送する。
- 3 退出時に火気等の始末を確実にを行うとともに到着時の状態に霊安室等を復旧し、防災センターに退出の旨必ず連絡すること。

図：＜業務用エレベーターの位置・カーテン使用方法等＞



表：＜院内内線番号＞

階	東	西
9	3660	3670
8	3640	3650
7	3620	3630
6	3590	3610
5	3570	3580
4	3550	3560
防災センター		2221

誓 約 書

- 遺体搬送業務を行うにあたって、貨物自動車運送事業法を始め関係法令を遵守する。
- 提出書類のすべての記載事項に事実と相違はない。
- 「霊安業務取扱業者一覧への登載基準等」(別紙 1)に記載の基準をすべて満たしている。
- 業務実施にあたっては「霊安業務における注意事項」(別紙 5)を遵守する。
- 登載事項に変更が生じた場合は、速やかに「霊安業務取扱業者一覧登載事項変更届出書」(別紙 3)を提出する。

上記に相違がないことを誓約する。

なお、これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴院が行う一切の措置について、何ら意義の申し立てを行わない。

平成 年 月 日

愛知県がんセンター中央病院長 殿

所在地

商号

代表者名

印

